

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

試験研究に用いる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の取扱いについて
(通知)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 10 条第 1 項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 6 条により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の 5 箇所の処理施設の事業対象地域毎に異なる処分期間が設定されたため、保管事業者が、処分期間内の処分の履行義務を逃れることを目的とし、より処分期間の末日の到来が遅い事業対象地域に移動させることが考えられる。こうした行為は、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがあることから、これを認めない趣旨で、PCB 特別措置法第 8 条第 2 項により、保管場所の変更が制限されている。なお、この趣旨に鑑み、高濃度 PCB 廃棄物の処分をする者である JESCO については、同項に基づく保管場所の変更の制限は適用されていない。

一方、試験研究に用いる高濃度 PCB 廃棄物については、保管事業者の保管場所から試験研究を行う施設に移動された後は、長期間保管されることなく、速やかに試験研究の用に供されることが明らかであることから、PCB 特別措置法第 8 条第 2 項の規定の趣旨に照らし、保管場所の変更の制限は適用されないと解すべきである。

具体的には、試験研究に用いる高濃度 PCB 廃棄物については、試験研究の用に供するべく保管場所から運び出される時点で、保管事業者による保管が終了し、JESCO の処理施設において処分が予定される高濃度 PCB 廃棄物ではなくなるものと解される。このため、試験研究に用いる高濃度 PCB 廃棄物を保管事業者の保管場所から試験研究を行う施設へ移動させることに対しては、PCB 特別措置法第 8 条第 2 項に基づく保管場所の変更の制限は適用されない。

なお、試験研究に該当するか否かについては、「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（環産産発 060331001 号）の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」のとおり、あらかじめ、試験研究を行う者に対して、当該試験研究の計画の提出を求め、判断すること。

各都道府県・政令市におかれては、保管事業者及び試験研究を行う者等への指導を行う際

には、上記の事項に留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（以上）